

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	工作物確認（遊戯施設等）		
根拠法令及び条項	建築基準法第88条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：)		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 建築基準法第88条第2項に従い審査を行う。		
審査基準 設定年月日	昭和50年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成20年11月4日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(7日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和25年5月24日	標準処理期間 最終変更年月日	平成19年6月20日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。